

国土交通大臣認定

自走式駐車場が

津波から地域を守ります

東日本大震災でも
機能しました

「津波避難ビル」
として
指定が可能です

津波避難ビル等に係る
「事例集」にも
掲載されました

工期やコスト面でも
メリットがあります



一般社団法人
日本自走式駐車場工業会

鉄骨造(S造)の自走式駐車場も 事実上「津波避難ビル」の指定対象に

内閣府「津波避難ビルの事例集」に 認定自走式駐車場も登場

2017年7月、内閣府から、津波防災対策の一層の推進を図るため、「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について(平成29年7月5日)」(技術的助言)と「津波避難ビル等に係る事例集」が公表されました。

これにより平成17年6月に内閣府から公表された「津波避難ビル等に係るガイドライン」は廃止されました。

この中で、従来のガイドラインでは津波避難ビルの指定は原則として鉄筋コンクリート造(RC)又は鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)とされていたのが、新しい技術的助言では、構造に関わらず、必要な性能を確認されたものとなりました。また、事例集には、民間の立体駐車場を活用した津波避難ビルの例として、大臣認定自走式駐車場の実例が紹介されています。

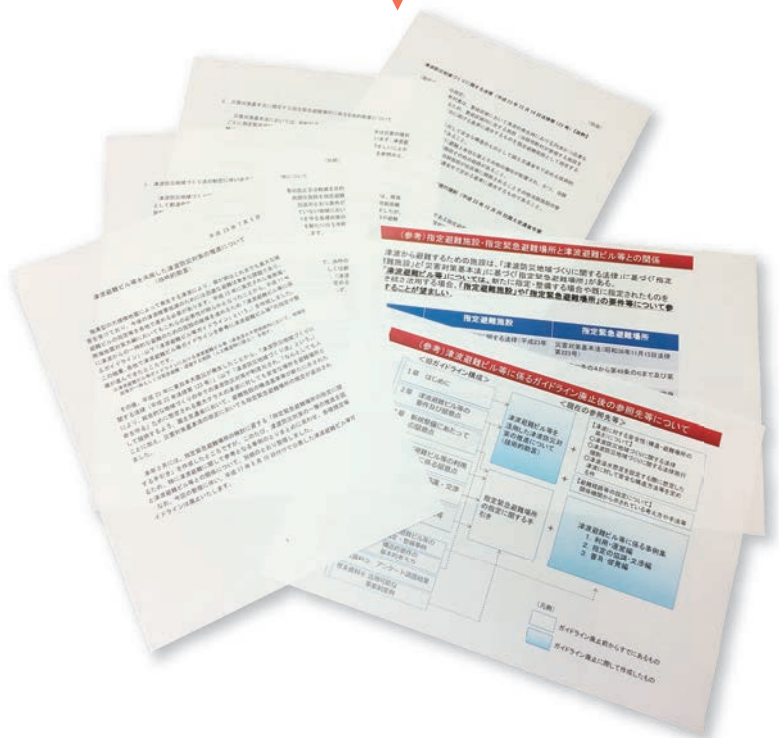
これにより、新しい技術的助言では、**鉄骨造(S造)である国土交通大臣認定の自走式駐車場を津波避難ビルとして指定することが、現実的に可能になりました。**

なお、技術的助言等は内閣府から都道府県防災主務部あてに通知され、管内市町村にも周知されることとされています。

【内閣府の関連WEBページ】

- ▶ 津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について
https://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/tsunami_top.html
- ▶ 津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について(H29.7.5 技術的助言)
http://purepa.or.jp/infomation/pdf/20170703_gijyutu.pdf
- ▶ 津波避難ビル等に係る事例集(H29.7)
http://purepa.or.jp/infomation/pdf/20170703_jirei.pdf

技術的助言



事例集



1. 利用・運営編

事例1-5. 民間の立体駐車場を活用した津波避難ビルの例

- 民間の立体駐車場を津波避難ビルに指定し、来場者や近隣住民、従業員等の津波発生時の緊急避難場所を屋上に確保している。(静岡県静岡市)

ポイント 国土交通省告示に基づく構造計算により、鉄骨造の津波避難ビルとしての構造安全性を確認している

屋上に緊急避難場所を確保している

津波ひなんビル
Tsunami Evacuation Building
海城建設大株 株式会社 静岡市
Edificio de Refugio de Tsunami
津波発生時は、このビルの屋上に避難してください。
屋上海抜14m 静岡市

SBSマイホームセンター 津波避難立体駐車場
355 My Home Center, Tsunami Evacuation Multi-Storey Parking Garage



■ そもそも……なぜ認定自走式駐車場は津波に強いのか

2011年の東日本大震災では、津波被害にあった地域で認定自走式駐車場が実際に住民の避難の場として機能した例(=写真:本田 豊氏撮影)が報告されています。工業会が実施した現地調査を踏まえ、認定自走式駐車場が津波や地震等の自然災害に強い理由をまとめました。

01 シンプルで 頑丈



合成スラブを用いた鉄骨構造の床版を多くの柱が支えるシンプルかつ頑丈な構造が、地震に対する強さを発揮しました。

02 津波の力を 逃がす



原則として外壁を設けない開放された構造のため、広い開放部を津波が通り抜けることができ、その圧力に耐えることができました。

03 大人数を 収容



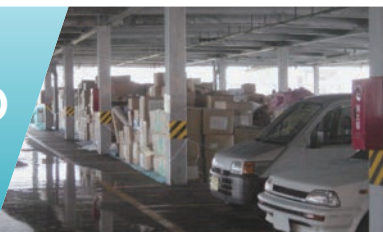
広い空間と堅牢な屋根を持つため、多くの人を収容することができ、初期避難施設としての役割を果たすことができました。

04 移動しやすい スロープ



各層をつなぐ幅広の緩やかな傾斜路は、車いすを含め多くの人が上層へ移動しやすく、フロアの幅広い車路も避難に適していました。

05 物資の 発着拠点



支援物資を積んだ車両をそのまま収容でき、広大なフロアは仕分け作業もしやすいなど、拠点として機能性を発揮しました。

06 日常生活での 認知度



当然ながら、普段は駐車場として利用されるため、地域の人への認知度が高まり、万一の際の避難場所としての周知も広まります。



国土交通大臣認定制度について

耐震性能

延焼防止性能

耐防火性能

消防設備の設置

設備機器の
安全性

建築基準法で定められた構造の安全性や防災性の内容について、国の厳しい審査を受け、国土交通大臣による「耐火建築物」の認定を受けたものであり、構造耐力、防災避難、維持管理などに関する当工業会の自主基準にも沿った安全で安心な建築物です。

「防災備蓄倉庫」設置も可能に

「防災備蓄倉庫」は駐車場機能に必須のものではないため、これまでは自走式駐車場の「付属施設」には含まれず、駐車場外に設けざるを得ませんでしたが、2016年11月より「防災備蓄倉庫設置型」自走式駐車場の大臣認定取得が実現しています。災害発生時の初期防災拠点としての機能をより高めることが可能となりました。

一般的な防災備蓄倉庫の例▶



国土交通大臣認定品

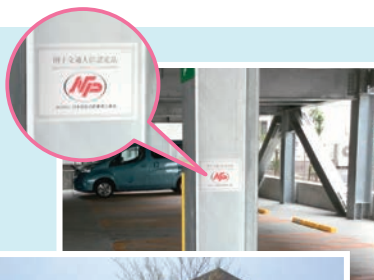
建築基準法に基づく国土交通大臣認定を受けた自走式自動車庫



一般社団法人 日本自走式駐車場工業会

2018年1月から、新たに建築された認定自走式駐車場に「認定品表示板」を掲出する制度が始まりました。この表示板が掲げられた駐車場は、大臣認定を受けた高い安全性と優れた品質を有していることの証となります。

大垣市



2018年より

「認定品表示板制度」が 始まりました

「認定品表示板」掲出例

岡崎市



北九州市



一般社団法人
日本自走式駐車場工業会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館5階
Tel:03-3456-0781 Fax:03-3456-0788
<http://www.purepa.or.jp>